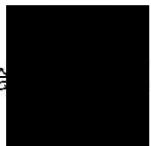


2018年12月13日

特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡

理事長 朝 見 行 弘 様

永代ハウス株式会社



「工事請負契約書に関する申し入れ」の回答について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴機構から受領しました「工事請負契約書に関するお申し入れ」に対し、弊社顧問弁護士と検討した結果、下記のとおりに、工事請負契約書の契約条項を変更することになりましたので回答申し上げます。

敬具

記

【変更の内容】

第11条4項

(是正前)

4. 甲が自己の都合により契約を解約した場合には、違約金として請負代金の50／100に相当する金員を甲が乙に支払う。但し、解約時までに乙に生じた材料費、設計費、人件費その他費用が生じた場合は、甲は乙に費用全額と請負代金50／1000を付加し賠償するものとする。(以下、省略)

(是正後)

4. 甲が自己の都合により契約を解約した場合には、乙は甲に対し、解約時点までに履行された設計業務の割合に応じた設計業務報酬額に加え、乙に生じた営業経費、材料費、人件費その他の費用の賠償額を請求できるものとする。また、乙において甲のために支出した立替金があるときは、乙は甲に対し、その費用を請求できるものとする。甲が乙に着手金又は手付金を差し入れた場合は、当該違約金及び費用と対等額で相殺し、精算するものとする。

以上